

## 【 参 考 資 料 】

- 1 掛川市子ども読書活動推進計画（第三次計画）努力目標一覧
- 2 子ども読書活動に関するホームページ一覧
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 4 掛川市子ども読書活動推進会議規程
- 5 平成27年度掛川市子ども読書活動推進会議委員名簿

掛川市子ども読書活動推進計画（第三次計画） 努力目標一覧

家庭（乳幼児）における子どもの読書活動の推進

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
1	おなかの赤ちゃんとはじめての絵本事業への参加者数 母子手帳交付対象者における参加割合 （母子手帳交付対象者数）	未実施	58人 5.5% (1,053人)	150人 13.6% (1,100人)
2	こんにちは絵本事業における親子の参加者数 6ヶ月児相談対象者における参加割合 （6ヶ月児相談対象者数）	702人 65.4% (1,073人)	978人 96.0% (1,019人)	100.0% (1,100人)
3	こんにちは絵本フォローアップ事業における親子の参加者数 2歳2か月児健診対象者における参加割合 （2歳2か月児健診対象者数）	未実施	未実施	100.0% (1,100人)

地域における子どもの読書活動の推進

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
4	図書館の児童図書の蔵書冊数 （12歳以下の子ども1人あたり）	101,112冊 6.8冊	191,928冊 13.5冊	205,000冊 13.7冊
5	児童図書の年間貸出冊数 （12歳以下の子ども1人あたり）	270,629冊 18.1冊	396,470冊 27.9冊	450,000冊 30.0冊

認定子ども園・幼保園・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
6	毎日読み聞かせを実施している園の割合	未調査	未調査	100.0%
7	家庭における読書活動への啓発を保護者に対し実施している園の割合	未調査	未調査	100.0%

小・中学校における子どもの読書活動の推進

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
8	学校図書館標準を達成している小中学校数	23校 74.3%	23校 74.1%	25校 80.6%
9	学校司書を配置している学校数	0校 0.0%	12校 58.1%	31校 100.0%
10	司書教諭の配置学校数 司書教諭としての週の時間数	24校 77.4% 3h	29校 93.5% 1.4h	31校 100.0% 3.5h
11	読書が好きだと答える児童・生徒の割合 （全国学力・学習状況調査より）	未調査	小 77.2% 中 76.7%	小 100% 中 100%

### 高等学校における子どもの読書活動の推進

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
12	16歳～18歳の図書館の貸出利用冊数	未調査	8,180冊	10,000冊

### 連携による子どもの読書活動の推進

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
13	学校図書館支援室と図書館の共催による研修会実施回数	未設置	2回	5回
14	「こどもの読書週間」に読書啓発に取り組んだ小中学校数と割合	未調査	29校 93.5%	31校 100.0%
15	「秋の読書週間」に、読書活動に取り組んだ小中学校数と割合	未調査	31校 100%	31校 100%

### 市における推進・支援体制

	目標項目	平成17年度	現状（平成26年度）	平成32年度
16	子育て支援センター等に出向いての読み聞かせや保護者向けの研修回数	未調査	28回	35回
17	認定子ども園等に出向いての保護者や先生への読み聞かせ等の研修回数	未調査	1回	10回

## 子ども読書活動に関するホームページ一覧

ホームページ	主な内容	ホームページアドレス
掛川市立図書館	蔵書検索 行事案内 等	<a href="http://library.city.kakegawa.shizuoka.jp/">http://library.city.kakegawa.shizuoka.jp/</a>
e-じゃん掛川「掛川市立図書館」	絵本の紹介 イベント 等	<a href="http://e-jan.kakegawa-net.jp/">http://e-jan.kakegawa-net.jp/</a>
静岡県立中央図書館	子ども読書研究室 蔵書検索・お知らせ 等	<a href="http://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/">http://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/</a>
静岡県教育委員会社会教育課	読書県しずおか	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/dokusyo/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/dokusyo/index.html</a>
文部科学省子ども読書活動推進ホームページ	子どもの読書活動推進の取組 特色ある取組の紹介 等	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/">http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/</a>
国立国会図書館国際子ども図書館	子どもの本と図書館の動き 学校図書館へのサービス 等	<a href="http://www.kodomo.go.jp/index.html">http://www.kodomo.go.jp/index.html</a>
(社) 全国学校図書館協議会	学校図書館ニュース 学校図書館に役立つ資料 等	<a href="http://www.j-sla.or.jp/">http://www.j-sla.or.jp/</a>
(社) 読書推進運動協議会	子どもの読書推進会議 こどもの読書週間 等	<a href="http://www.dokusyo.or.jp/">http://www.dokusyo.or.jp/</a>
日本児童図書出版協会	本をさがす さがしています、こんな本	<a href="http://www.kodomo.gr.jp/jacpb.html">http://www.kodomo.gr.jp/jacpb.html</a>
NPOブックスタート	ブックスタートとは 各地の活動 等	<a href="http://www.bookstart.or.jp/">http://www.bookstart.or.jp/</a>
子どもゆめ基金	Q&A 助成活動紹介 等	<a href="http://yumekikin.niye.go.jp/">http://yumekikin.niye.go.jp/</a>
全国書店ネットワーク e-hon	「うちどく（家読）」実践コーナー 等	<a href="http://www.e-hon.ne.jp/bec/EB/Top">http://www.e-hon.ne.jp/bec/EB/Top</a>
うちどく.com	うちどくのすすめ 全国家読情報	<a href="http://uchidoku.com/htdocs/">http://uchidoku.com/htdocs/</a>
日本書店商業組合連合会 「本屋さんへ行こう！」	本の情報 あなたの町の本屋さん 等	<a href="http://www.n-shoten.co.jp/">http://www.n-shoten.co.jp/</a>
(財) 出版文化産業振興財団 (JPIC)	よみきかせ講習会 おはなし会 等	<a href="http://www.jp-pic.or.jp/">http://www.jp-pic.or.jp/</a>
mi:te[ミーテ]	絵本を探す 読み聞かせガイド 等	<a href="http://mi-te.kumon.ne.jp/">http://mi-te.kumon.ne.jp/</a>
ヤングアダルト出版会	中学生・高校生向けの推薦図書	<a href="http://www.young-adult.net/">http://www.young-adult.net/</a>

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布施行

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下に同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

## (都道府県子ども読書活動推進基本計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県に

における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 掛川市子ども読書活動推進会議規程

### (設置)

第1条 掛川市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を推進するため、掛川市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 推進計画の目標達成に関すること。
- (3) 図書基準の設定に関すること。
- (4) 廃棄基準の設定に関すること。
- (5) 推進計画の改定に関すること。
- (6) その他推進計画の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから充てる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校の教諭又は保育士
- (3) 市議会の代表
- (4) こども希望課、学校教育課及び社会教育課の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は平成26年 4月 1日から施行する。

## 平成27年度 掛川市子ども読書活動推進会議委員名簿

	役 職	氏 名	選 出 区 分	公 職 等
1	会 長	鴻野 元希	学識経験のある者	大学職員
2	副 会 長	平井 幸子	学校教育課	学校図書館支援室
3	委 員	岡部真由美	学識経験のある者	学校図書館ボランティア
4	委 員	澤野 永	学識経験のある者	Booksびさい堂店主
5	委 員	山崎 幸子	学識経験のある者	図書館ボランティア
6	委 員	草賀 章吉	市議会代表	市議会文教厚生委員長
7	委 員	石田 里美	幼稚園教諭	中央幼保園幼稚園部園長
8	委 員	寺田 紀子	幼稚園教諭	掛川市立中幼稚園長
9	委 員	加藤 一恵	小学校教諭	掛川市立第一小学校教諭
10	委 員	黒田亜希子	中学校教諭	掛川市立西中学校教諭
11	委 員	大庭 宏	高等学校教諭	静岡県立掛川東高校教諭
12	委 員	佐藤 勝子	こども希望課	こども希望課指導主事
13	委 員	平川 歩	こども希望課	こども家庭係係長
14	委 員	横井 和好	学校教育課	学校教育課指導主事
15	委 員	山崎多佳子	社会教育課	社会教育係主査

### 事務局 掛川市立図書館

館長	村 松 武
主幹兼管理係長	奥 野 寿 夫
中央図書係長	高 塚 雅 子
中央図書係主査	澤 島 由基乃
大東図書係主査	松 下 恵 子
大須賀図書係主事補	南 部 明日香



掛川市子ども読書活動推進計画　―第三次計画―

「掛川ほんわか（本輪架）プラン」

平成28年4月発行

発行：掛川市立図書館

編集：掛川市子ども読書活動推進会議

〒436-0079 掛川市掛川1148番地の1

電話：0537-24-5921

FAX：0537-23-6183

E-mail [toshokan@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:toshokan@city.kakegawa.shizuoka.jp)